

社会福祉法人福陽会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福陽会（以下「本会」という。）の定款第8条及び定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条によるものをいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

- 2 常勤役員の理事長に対しては、報酬、賞与を支給し、金額は別表2に基づき支給する。
- 3 法人業務を兼務している常勤役員の副理事長（社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事）については、別表2に基づき支給する。
- 4 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表3に基づき支給する。ただし、国若しくは地方公共団体の職、又は施設長の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行

うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、給与規程に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(施行)

本規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成30年6月15日 一部改正

2019年6月12日 一部改正

2021年6月23日 一部改正

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額（一人当たり）	年度総額（一人当たり）	年間総額（合計）
評議員	7,795	50,000	500,000

別表2 常勤役員の理事長の報酬

名 称	月 領	賞 与	年 収
理事長報酬	975,000 円	年 4,300,000 円	16,000,000 円
副理事長報酬	427,000 円	年 1,876,000 円	7,000,000 円

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額（一人当たり）	年度総額(一人当たり)	年間総額（合計）
理事	7,795	120,000	480,000
監事(理事会・評議員会)	7,795	500,000	1,000,000
監事のみ 監事監査当日	11,137		